

# Japan tax alert

EY税理士法人

## アルゼンチンがデジタルサービスに関する付加価値税支払方法と外国サービス提供者リストを発表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年5月14日、アルゼンチンは官報、一般決議番号4240/2018(以下「GR4240」)にてデジタルサービスを提供する外国企業に関連する付加価値税(以下「VAT」)取扱規定を発表しました。本GR4240は、2018年6月27日に有効化される予定です。

アルゼンチンにおける企業は、今回の改正と法令による恩典と影響を理解し、分析する必要があります。

### 背景

法案第27,432号によれば、外国企業のデジタルサービス提供者がアルゼンチン消費者向けに提供しているサービスに対してVATが課せられます。B2C(法人による消費者向け取引)又はB2B(法人間取引)はすでに「サービスの輸入」という概念のもと、課税の対象となっていました。

本法律にはウェブサービス、ストリーミングサービス、ウェブデータの保存、オンライン広告、及びソフトウェアサービスと広範なデジタルサービスが定義として含まれています。

規制政令第354/2018号(D354)には、サービスを楽しむ者が責任を持ってVATの申告と支払を行うこととなっています。ただし、アルゼンチン居住の仲介者(例えば、クレジットカード会社、銀行)が仲介する場合には、サービスの享受者に代わってVAT回収を行なう必要があります。本規制では、アルゼンチンの税務当局(AFIP)に対して、回収代理人がVAT回収を行うデジタルサービス提供者のリストの作成について権限を与えています。

## 一般決議番号GR4240についての詳細

GR4240は、VAT徴税方法についての定義と条件を定めています。海外に支払いを行うアルゼンチン居住の仲介者は源泉徴収義務者としてVAT(21%)をAFIPに支払わなくてはなりません。支払方法としては一般の源泉徴収制度(SICORE)を通じて支払われます。本件適用対象者としての海外サービス提供者名に関してはGR4240のExhibit II, Section Aに含まれており、これらのリストは月次で更新されます。また、税務当局は、海外よりデジタルサービスを提供した業者が仲介者を介する場合には、仲介業者が海外提供者名を提供するシステム確立を行う予定です。

GR4240のExhibit II, Section Aには、150社を超えるデジタルサービス提供者名が含まれています。当該リストの対象会社は、海外企業での源泉VATを徴収する義務者としても取扱対象

となっています。Exhibit II, Section Bには、約12社の法人に10米ドル(又は別の通貨で同額)相当以下の支払いに対する海外源泉VATの徴収ルールが適用されることにもなる旨の記載があります。

アルゼンチン居住の仲介者が関与していない場合には、サービスを受けた者が当該取引の支払を行った同月の最終日までVATを支払をAFIP宛電子銀行振込にて送金する必要があります。

また上述したように、Exhibit IIの対象者リストは毎月更新される予定です。AFIPはデジタルサービスの海外提供者リストの更新に関する新たなシステムを構築することで今後アルゼンチン居住の仲介者が、海外デジタルサービス提供者の情報提供を円滑に申告できる体制を形成する予定です。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

ラウル・モレノ	パートナー	raul.moreno@jp.ey.com
大平 洋一	パートナー	yoichi.ohira@jp.ey.com

### EY米国

森本 琢也	シニアマネージャー	tak.morimoto@ey.com
-------	-----------	---------------------

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180726

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)

